

一般社団法人水素健康推進協会 会員規約

目的

第1条 当会員規約（以下「当規約」という。）は、一般社団法人水素健康推進協会（以下「当協会」という。）の会員及び会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

会員

第2条 当協定会款（以下「定款」という。）に定める当協会の目的に賛同し、当規約第3条に定める入会手続きを経て、承認されたものを会員とする。

2. 会員の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 正会員 前項に定める会員のうち、第5条(1)に定める会費を納める法人・個人をいう。
- (2) 賛助会員 前項に定める会員のうち、第5条(2)に定める会費を納める法人・個人をいう。

入会

第3条 入会希望者は、「会員申込書」に所要事項を記入の上、会長へ提出することにより、入会を申し込むことができる。

2. 会長は、前項の申し込みがあったときは、第4条の規定に従い審査を行い、入会の承認・不承認を入会希望者に対し通知するものとする。
3. 入会の承認後、会費の納入を確認したのち、会員資格を付与する。

不承認の基準

第4条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 当協会の目的に賛同していないとき。
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- (4) 入会希望者の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると会長が判断したとき。
- (5) その他、会長が会員として不相当と認めたとき。

会費の納入

第5条 会員は次に定める入会金、年会費を支払うものとする。

- (1) 正会員 入会金 500,000 円（初回のみ） 年会費 10,000 円
- (2) 賛助会員 入会金 5,000 円（初回のみ） 年会費 5,000 円

会費の払い戻し

第 6 条 会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

会費の納期

第 7 条 会費の納入は、年 1 回とし、毎年更新月の末日までに納入をしなければならない。
ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

期間

第 8 条 会員資格の有効期間は、入会日から 1 年後の月末までとする。

2. 契約期間満了日の 1 か月前迄に退会の申し出がない限り、更新されたものとし、その後も同様とする。
3. 会費は年会費制とし、原則として、会員の有効期限は、1 年ごとに前納一括払いとする。

変更の届出

第 9 条 会員は、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく「届出事項変更届」を会長に提出しなければならない。

2. 会員が前項の届出書を提出しなかったことにより不利益を被った場合、当協会はその責任を負わないものとする。

特典

第 10 条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 当協会会員証の交付
- (2) 水素関連情報の提供
- (3) 当協会刊行物の割引販売
- (4) 当協会主催の各種行事への優先参加権及び講演会・講習会等受講料の割引
- (5) その他

退会

第 11 条 会員が当協会を退会しようとするときは、「退会届」を会長に提出しなければならない。

2. 会費を指定された期限から 3 か月以上納めないときは、退会したものとみなす。
3. 途中退会であっても、納入済みの会費は返還しない。
4. 途中退会であっても会費が納入されている場合は、次の更新月の末まで会員としての権利を有するものとする。

会員資格の喪失

第 12 条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 当協会が解散したとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 法人会員が法人格を喪失したとき。

2. 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない。

除名

第 13 条 会長は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 当協会の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 定款、当規約及びその他当協会の規定に違反したとき。
- (4) その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき。

2. 前項の規定により会員が除名となった場合、納入済みの会費は返還しない。

会員の資格の継続

第 14 条 当規約第 7 条に定める更新月の末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

著作権

第 15 条 当協会によって提供される情報の著作権は当協会に帰属する。

2. 当協会によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

免責および損額賠償

第 16 条 会員は、当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

2. 会員が、当規約及びその他法令等に違反する行為によって、当協会に損害を与えた場合には、当協会は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

当規約の追加・変更

第 17 条 当規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、総会の決議により定めるものとする。

2. 当協会は、総会の決議により、当規約の全部または一部を変更することができる。
3. 変更された当規約は、当協会の ウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された当規約を遵守しなければならない。

附則 当規約は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。